○関東地方整備局告示第二百四十九号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十八日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を改正する告示

昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一の１を次のように改める。

１月１日から12月31日まで（火曜日（火曜日が祝日に当たるときは直後の平日、ただし火曜日の前後が祝休日に当たるときは祝休日の翌日）及び１月の第三月曜日からその直後の金曜日までを除く。）

附　則

この告示は、令和九年１月１日から施行する。

○関東地方整備局告示第二百五十号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十八日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を次のように改正する。

一の１及び２を次のように改める。

１　公開日

１月１日から12月31日まで（６月から９月まで及び12月から２月までの火曜日（火曜日が祝日に当たるときは直後の平日、ただし火曜日の前後が祝休日に当たるときは、祝休日の翌日）並びに１月の第三月曜日からその直後の金曜日までを除く。）

２　公開時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

附　則

この告示は、令和九年１月１日から施行する。

○北海道開発局告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十一月十八日

北海道開発局長　岡下　　淳

第１　起業者の名称　北海道

第２　事業の種類　主要地方道鷹栖東神楽線改築工事（旭川十勝道路「旭川東神楽道路」）及びこれに伴う一般道道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道旭川市東旭川町旭正地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「主要地方道鷹栖東神楽線改築工事（旭川十勝道路「旭川東神楽道路」）及びこれに伴う一般道道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、北海道旭川市東旭川町上兵村地内から北海道上川郡東神楽町字東神楽地内までの延長10.1㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事及びこれに伴う一般道道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道鷹栖東神楽線改築工事（旭川十勝道路「旭川東神楽道路」）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一般道道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である北海道は、主要地方道鷹栖東神楽線（以下「本路線」という。）を道路法第７条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしている。

また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、北海道上川郡鷹栖町を起点とし、旭川市を経由して上川郡東神楽町に至る延長24.0㎞の主要幹線道路である。

本路線は、国土交通大臣が認定した広域観光周遊ルート形成計画の一部であり、旭川市と上川郡東神楽町を結ぶ主要幹線道路として、地域住民の通勤・通学等の日常生活を支える重要な役割を担っている路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、一般道道旭川旭岳温泉線との重複区間を有し、信号交差点が連続していることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。令和６年10月に起業者が実施した交通量調査によると、旭川市東旭川町旭正地内における自動車交通量は9,973台／12時間、混雑度は1.26となっている。

また、現道は家屋が点在する区間を通過しているため、地域住民による生活交通、観光等の通過交通がふくそうしている。さらに、冬期間には路肩への堆雪により車道幅員が減少し、車両の円滑な通行に支障が生じていることから、追突事故の発生割合が高く、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担すること等、現道における交通混雑の緩和が図られることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、起業者である北海道が、北海道環境影響評価条例（平成10年10月26日北海道条例第42号）に基づき、平成24年６月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、将来交通量の見直し及び上記の評価以降に得られた知見を踏まえ、起業者は令和７年１月に北海道環境影響評価条例に準じて任意で当該環境影響評価の照査を実施している。

それらの結果によると、本件事業が生活環境に与える影響については、大気質、振動等については環境基準値等を満足すると評価されている。一方で、騒音については一部で環境基準を上回るものの、低騒音舗装の敷設を環境保全措置として講ずることにより、環境基準を満足すると評価されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるマガン、オジロワシ、オオワシ等及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるハヤブサが確認されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているホソバドジョウツナギ並びに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエゾミズタマソウ及びオオアブノメが確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されること等から、影響が極めて小さいものと予測されている。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地において、これらの重要な動植物が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３か所存在するが、試掘調査及び北海道教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要がないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。